

高知県かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補給金は、かつお・まぐろ漁業を取り巻く厳しい情勢に鑑み、かつお漁業者及びまぐろ漁業者に低利の経営資金を融通する事業（以下「融資事業」という。）を行う融資機関に対し、県が予算の範囲内で利子補給を行い、当該漁業者の経営の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、かつお・まぐろ漁業振興資金（以下「かつお・まぐろ振興資金」という。）とは、次条の規定に基づき融資される資金をいう。

(融資対象者)

第4条 この要綱により、かつお・まぐろ振興資金の融資を受けることができる者（以下「対象漁業者」という。）は、県内に居住し、又は事業所を設置し、かつお漁業及びまぐろ漁業を営む漁業者のうち次の要件を全て満たす者であって、この制度の融資を受けることにより経営の安定及び生産性の向上が図られると認められるものとする。

- (1) 県内の漁業協同組合に所属する組合員であること。
- (2) 貸付対象漁船の従事者として、1名以上の県内漁業者を雇用していること。
- (3) 貸付対象漁船が本県に船籍を有すること。
- (4) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(融資機関等)

第5条 この要綱により融資を行うことができる融資機関（以下「融資機関」という。）は、農林中央金庫、西日本信用漁業協同組合連合会、銀行及び信用金庫であり、県税を滞納していない者とする。

(融資対象貸付限度額及び貸付期間)

第6条 この要綱によるかつお・まぐろ振興資金の融資に係る貸付期間及び貸付限度額は、次の表に定めるとおりとする。

| 対象漁船 | 貸付限度額 | 貸付期間 |
|--|--|------|
| 遠洋かつお漁船（120トン以上） 近海かつお漁船（20トン以上120トン未満） | 9,000万円（複船経営体にあつては、1隻当たり6,000万円、1経営体当たり1億8,000万円） | 1年以内 |
| 沿岸かつお漁船（10トン以上20トン未満） | 1,000万円 | |
| 遠洋まぐろ漁船（120トン以上） | 次の1又は2のいずれか低い額 1 1隻当たり1億円 2 1経営体当たり1億5,000万円 | |
| 近海まぐろ漁船（20トン以上120トン未満） | 3,000万円 | |

| | | |
|-----------------------|---------|--|
| 沿岸まぐろ漁船（10トン以上20トン未満） | 1,000万円 | |
|-----------------------|---------|--|

（貸付利率）

第7条 対象漁業者に対してかつお・まぐろ振興資金を融通する場合の貸付利率は、漁業近代化資金3月1日現在の基準金利を当該資金の基準金利として定め、別途通知するものとする。

（利子補給率）

第8条 かつお・まぐろ振興資金の利子補給率は、1パーセント以内とし、別途通知するものとする。ただし、基準金利と利子補給率との差（以下「末端金利」という。）が1パーセントを下回る場合は、末端金利が1パーセントとなるまでの利子補給率とする。

（融資手続及び利子補給承認の申請）

第9条 この要綱により、かつお・まぐろ振興資金の融資を受けようとする者は、別記第1号様式による借入申込書に別紙1及び別紙2を付して融資機関に対して申し込まなければならない。

2 借入申込みを受けた融資機関は、内容を十分審査の上、適当であると認めるものについては、借入申込書の写し、別紙1及び別紙2並びに約定償還表の写しを添付し、別記第2号様式による利子補給承認申請書を知事に提出しなければならない。

（利子補給承認通知）

第10条 知事は、前条の利子補給承認申請書の内容について審査の上、適当であると認めるものについては、別記第3号様式による利子補給承認書により融資機関に通知するものとする。

（貸付の実行及び報告）

第11条 前条の利子補給承認の通知を受けた融資機関は、速やかに貸付けを実行しなければならない。

2 貸付実行した融資機関は、10日以内に別記第4号様式による貸付実行報告書を知事に提出しなければならない。

3 融資機関は、貸付けの実行の中止、変更等が生じた場合は、10日以内にその旨を知事に報告しなければならない。

（繰上償還の報告）

第12条 融資機関は、対象漁業者から貸付金の全部又は一部の繰上償還があった場合には、10日以内に別記第5号様式による繰上償還報告書及び変更後の償還計画表の写しを知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 対象漁業者は、貸付期間終了の日から起算して30日以内に別記第6号様式による実績報告書を融資機関に提出しなければならない。

2 報告を受けた融資機関は、内容を十分審査の上、実績報告書の写しを知事に提出しなければならない。

（関係書類の保存）

第14条 融資機関及び対象漁業者は、かつお・まぐろ振興資金に係る関係書類を当該事業完了後5年間保管しなければならない。

（利子補給の請求及び交付）

第15条 利子補給を受けようとする融資機関は、別記第7号様式による利子補給金請求書に別

記第 8 号様式による利子補給金計算書を添付して、次に掲げる期日までに知事に提出しなければならない。

| 区 分 | 利子補給期間 | 請求期間 |
|-----|-----------------------|-------------------|
| 上期分 | 1 月 1 日から 6 月 30 日まで | 左欄の期間と同年度内の 7 月末日 |
| 下期分 | 7 月 1 日から 12 月 31 日まで | 左欄の期間と同年度内の 1 月末日 |

2 県が交付する利子補給金の額は、毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日まで及び 7 月 1 日から 12 月 31 日までの各期間におけるかつお・まぐろ振興資金（弁済期日を経過したものを除く。）につき、利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

3 知事は、前項の利子補給金請求書が適当であると認めたときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中に利子補給金を交付するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補給金の交付の決定の取消し）

第 16 条 知事は、補助事業者（又は間接補助事業者）が別表に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補給金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（利子補給契約）

第 17 条 県と融資機関との間で締結する利子補給契約書は、知事が別に定める。

（書類の検査及び報告）

第 18 条 知事は、必要があると認めたときは、対象漁業者及び融資機関の関係帳簿、書類その他必要な物件を検査し、又は必要な報告を求めることができる。

（利子補給金の返還等）

第 19 条 知事は、融資機関がこの要綱に違反したと認めたときは、当該融資機関に交付すべき利子補給金の全部若しくは一部の交付を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

2 知事は、対象漁業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該対象漁業者に係る貸付金に対する利子補給金の交付を停止し、又は打ち切ることができる。

（1） この制度により借り入れた資金を、目的外に使用したとき。

（2） 虚偽の借入申込書により借り入れたとき。

（加算金及び延滞金）

第 20 条 融資機関は、前条第 1 項の規定による利子補給金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る利子補給金受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を命ぜられた利子補給金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 融資機関は、利子補給金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

3 前 2 項の規定による加算金又は延滞金の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(情報の開示)

第 21 条 この要綱に基づく融資事業又は融資機関に関して高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(補則)

第 22 条 この要綱に規定のないものについては、次に掲げる事項に関する定めによるものとする。

- (1) 高知県漁業近代化資金利子補給規則（昭和 44 年高知県規則第 45 号）及び高知県漁業近代化資金取扱要綱
- (2) 水産業制度資金融資方針及び運用

(附 則)

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 14 年 11 月 29 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 22 年 7 月 21 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和3年4月12日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和4年12月20日から施行し、同年11月1日から適用する。

別表（第 15 条、第 16 条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。